

10-2. 一般社団法人日本歯科医療管理学会学会賞規則細則

(趣旨)

第1条 本細則は、一般社団法人日本歯科医療管理学会（以下「本学会」という。）学会賞規則の実施に必要な事項について定める。

(選考基準)

第2条 各賞の選考は、以下に定める項目について評価する。選考委員は、対象論文について下に示す項目ごとに審査し、その集計により高点数の論文を学会賞推薦論文として常任理事会に提出する。なお、評価点の平均点数が16点未満の場合は、該当なしとすることもある。

(1) 日本歯科医療管理学会賞（教育・研究機関部門）

(ア) 新規性・独創性（3段階）

非常に優れている（5点）・優れている（4点）・普通（3点）

(イ) 科学性・論理性（3段階）

非常に優れている（5点）・優れている（4点）・普通（3点）

(ウ) 会員への貢献度・有用性（3段階）

非常に優れている（5点）・優れている（4点）・普通（3点）

(エ) 歯科医療管理への貢献度（3段階）

非常に優れている（5点）・優れている（4点）・普通（3点）

(2) 日本歯科医療管理学会賞（一般臨床医部門）

(ア) 新規性・独創性（3段階）

非常に優れている（5点）・優れている（4点）・普通（3点）

(イ) 科学性・論理性（3段階）

非常に優れている（5点）・優れている（4点）・普通（3点）

(ウ) 会員への貢献度・有用性（3段階）

非常に優れている（5点）・優れている（4点）・普通（3点）

(エ) 歯科医療管理への貢献度（3段階）

非常に優れている（5点）・優れている（4点）・普通（3点）

2 委員は自らが発表等に関する対象の評価には関与しない。

3 最終評価は各委員から提出された評価点の平均点で行う。

(選考委員)

第3条 受賞候補者を選出する選考委員会の委員は、次のとおりとする。

(1) 日本歯科医療管理学会賞（教育・研究機関部門）

委員は学術委員会と編集委員会の各委員及び理事長、副理事長、専務理事および学会活性化委員長とする。

(2) 日本歯科医療管理学会賞（一般臨床医部門）

委員は学術委員会と編集委員会の各委員及び理事長、副理事長、専務理事および学会活性化委員長とする。

2 選考委員会の委員長は、学術担当理事、副委員長は編集担当理事とする。

第4条 選考委員会は、理事長から指定された期日までに各賞の受賞候補者を選出し、選考経過を示す文書を添えて理事長に報告する。

(その他)

第5条 各賞の選考結果は、一般社団法人日本歯科医療管理学会雑誌で報告する。

第6条 副賞の内容は、理事会で決定する。

第7条 この細則に定めるところのほかは、選考委員会で協議し決定する。

(細則の改廃)

第8条 本細則は理事会の決議を経なければ改正または廃止することはできない。

附 則

1. 本細則は、平成25年6月28日から施行する。
2. 本細則は、平成30年7月20日一部改正する。
3. 本細則は、令和3年7月16日一部改正する。